

副 本

令和5年(モ)第73号 文書提出命令申立て事件（基本事件 令和元年(ワ)第172号、
令和3年(ワ)第181号 違法行為差止請求事件）

原 告 和 田 廣 治 外7名

被 告 金 井 豊 外1名

令和5年12月4日

文書提出命令の申立てに対する意見書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



1 意見の趣旨

原告らの文書提出命令の申立て（令和5年11月21日付け）を
いずれも却下する、との裁判を求める。

2 理由

原告らは、令和5年11月21日付け文書提出命令申立書（以下「本申立書」という。）において、平成23年3月11日以降現在まで、10年以上にわたる期間の補助参加人のほとんど全ての取締役会議事録の提出を求めているが（本申立書1、2頁。特に第1の1及び2），かかる網羅的、探索的な申立てが濫用であることは明らかである（令和2年10月1日付け被告ら及び補助参加人意見書5、6頁参照）。

また、原告らは、「過去の裁判例においても（略）取調べの必要性を否定することには、厳格な判断が示されている。」として、大審院明治37年1月28日判決民録10輯50頁及び大審院昭和7年10月24日判決大民集11巻1912頁を挙げるが（本申立書5、6頁），これらはいずれも、申立て人と文書の所持者との間で行われた売買取引の証拠として作成された文書（取引記入通帳、判取帳）に係るものであり（民事訴訟法220条3号），本件に当てはまらないことは明らかである。

これらの点を措いても、原告らが申立ての対象とする文書は、いずれも証拠調べの必要性がないことは、被告ら及び補助参加人がこれまで明らかにしてきたとおりであり（令和5年5月17日付け「原告らの立証計画概要」に対する意見書4、5頁参照），以下、あらためて述べる。

(1) 本件原子力発電所の安全性に関する取締役会議事録について

原告らは、本申立書において、「事故リスクや事故発生時の被害予測」といった本件原子力発電所の安全性に関連して「被告らが取締役としての善管注意義務・忠実義務に違反していること」を要証事実として、申立てを行っている（本申立書3頁）。

しかし、被告ら及び補助参加人がこれまで主張してきたとおり、原子力発電所の安全性については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をはじめとする関係法令において、現在の科学技術水準を踏まえた厳格な規制がなされ、平成23年に発生した福島第一原子力発電所事故を踏まえて策定された新規制基準への適合性について、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく判断がなされているところであり、被告らは、かかる法令に基づき新規制基準適合性確認審査の申請を行い、同審査を受けているところであり、原子力規制委員会の同審査の結果を踏まえて本件原子力発電所の再稼働の可否を決定することとしているのであるから、何ら善管注意義務及び忠実義務違反はない。

よって、取締役会議事録を取り調べることによって被告らの善管注意義務及び忠実義務違反という要証事実が明らかとなる関係にはなく、証拠調べの必要性がない。

この点、安全性については、取締役自らが原子力発電所の安全対策の内容に関わる科学的・専門技術的事項を判断することが求められるものではなく、かかる科学的・専門技術的事項については、取締役会ではなく、新規制基準適合性確認審査において審議判断されるものであるところ、審査に係る資料・議事録はインターネットで公開されていることをあらためて付言しておく。

(2) 本件原子力発電所の経済性に関する取締役会議事録について

原告らは、本申立書において、「収益見込み、他の発電方法との比較検討」といった本件原子力発電所の経済性に関連して「被告らが取締役としての善管注意義務・忠実義務に違反していること」を要証事実として、申立てを行っている（本申立書3頁）。

しかし、被告ら及び補助参加人がこれまで主張してきたとおり、原子力発電所の経済性、すなわち水力・火力・原子力・太陽光・風力といった各電源について、どの電源にどの程度投資することが妥当かという点は、経営方針の妥当性の問題であって、違法性の問題たり得ない。

よって、取締役会議事録を取り調べることによって被告らの善管注意義務及び忠実義務違反という要証事実が明らかとなる関係にはなく、証拠調べの必要性がない。

以上